

第3章 犯則取締り

第1節 直接税

1 概要

我が国では、納税者が自ら税法の規定に従って正しい申告を行い、自ら計算した税金を自主的に納付するという申告納税制度を採用している。しかしながら、納税者の中には、税金を少なく申告する者や申告義務があるにもかかわらず申告をしていない者なども存在している。このうち、不正な手段で多額な税を免れた悪質な脱税者に対しては、強制的権限をもって犯罪捜査に準じた手続で調査し、その結果に基づいて検察官に告発し、検察官による公訴提起を求めて懲役・罰金といった刑事責任を追及することとしている。これが査察制度である。

国税査察制度は、税務行政の一環として大口・悪質な脱税者に対する刑事責任を追及して、その一罰百戒の効果を通じ納税道義の高揚を図ることにより、申告納税制度の維持と健全な発展に資することをその目的としている。

2 査察事務運営

平成11年度から平成20年度までの10年間は、景気動向に関し、大きな変化が見られた時期であった。平成11年度は、失われた10年と呼ばれる景気低迷期に該当する年であったが、その後のITバブルとその崩壊を経て、平成14年1月の景気の谷から、戦後最長の景気拡大期を迎えることとなった。

しかし、平成19年に、米国における住宅バブル崩壊に端を発する世界的な金融危機が発生したことにより、この流れの中で、平成20年9月には、米国において世界的に大規模な証券会社が倒産するなど、現在は、我が国も含めた世界的な不況期となっている。

また、経済・社会のグローバル化、IT化の急速な進展、格差の問題等に見られる日本の経済社会構造・金融取引形態の変化など、この10年間は、査察を取り巻く環境が大きく変動した時期であった。このため、査察事件の脱税手段もより複雑・巧妙になり、大口・悪質な脱税の摘発が困難となっている状況にあったが、査察は、その時代に即した社会的に意義のある事案をはじめとする波及効果の高い事案に常に取り組みとともに、検察当局との連携の下で厳正な査察調査を行ってきた。

- (1) 経済・社会の国際化・高度情報化の進展を背景として、有効な資料・情報の収集体制及び調査体制の整備・充実のため、査察開発課・査察国際課を平成12年度に東京国税局査察部に、平成13年度に大阪国税局査察部にそれぞれ設置した。
- (2) 消費税事案については、免税点の引下げを含む平成15年度税制改正や最近の消費税率引上げの議論など、国民の関心は高く、中でも受還付犯は国庫金の詐取ともいえる、非常に悪質性の高いものであることから、課税部との連携の下、有効な資料・情報の収集に努め、悪質な消費税事案の立件に努めた。

(3) 経済・金融取引の変化に伴い、秘匿性の高い取引が増加したことを背景に無申告事案が増加しており、課税部とも連携した取組を実施することにより、査察対象事案の把握に努め、大口・悪質な無申告事案に対しては、その態様にかかわらず積極的に取り組むこととし、また、単純無申告犯の立件・告発も行った。

3 査察事績

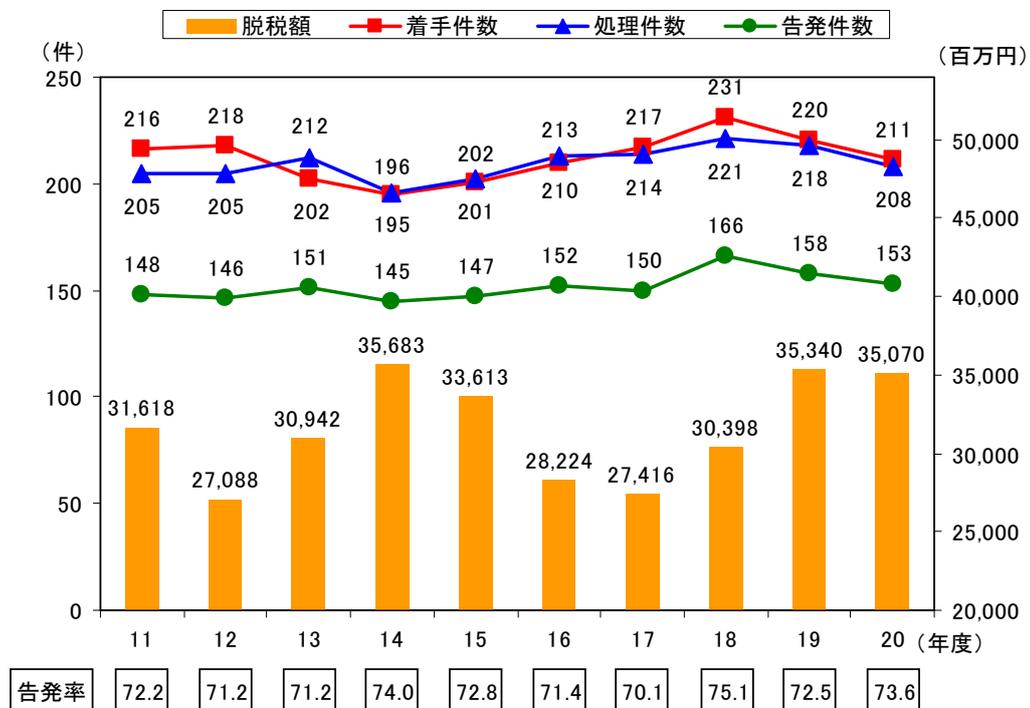
(1) 査察着手と処理状況

平成 11 年度から平成 20 年度までの 10 年間は、バブル景気の崩壊が鮮明となり、数次にわたる大型の経済対策や金融緩和政策が採られたものの、景気の低迷が続いた。脱税総額も平成 5 年度まで 600 億円台で推移していたものが、平成 12 年度には昭和 55 年度以来の 200 億円台となった。

平成 11 年度から平成 20 年度までの 10 年間の査察事績をみると、年度の平均は着手件数 212 件、処理件数 209 件となっており、そのうち、告発件数が 152 件、告発率は 72.4% となっている。

また、1 件当たりの脱税額をみると、平成 11 年度 1 億 5,400 万円であったものが平成 20 年度 1 億 6,900 万円となっている。

査察事件の処理事績の推移



(2) 告発事件の業種別内訳

査察着手に当たっては、特定の業種に偏ることなく、一般申告水準への波及効果を最大

にならしめるよう、最も時宜にかなった業種について行うよう配慮している。

最近 10 年間の告発事件を業種別に分類し、その推移をみると、その時々々の社会情勢を如実に反映していることがうかがえる。例えば、高度情報化に伴った業態として出会い系サイトや派遣型の風俗業が平成 15 年度ころから摘発されるようになり、健康ブームを背景に活況を呈していた健康食品関係や高齢者等に対する強引な商法が社会問題化した床下換気扇工事業・害虫駆除業者などの脱税も摘発した。また、規制緩和により活況を呈している人材派遣業による消費税の脱税事件が急増したほか、新興企業の資金調達や M&A に関するものが散見された。更には、外為取引の自由化など金融関係の規制緩和等に伴う個人の資産運用の多様化を背景として広まった FX 取引に係る脱税が増加し、従来は査察調査の対象となることがまれであった主婦や高齢者の摘発が相次ぐこととなった。

告発が多かった業種・取引

平成11年度		12		13		14		15	
貸 金 業	12	建 設 業	12	パ チ ン コ	13	建 設 業	10	機 械 器 具 小 売 業	10
建 設 業	9	貸 金 業	11	建 設 業	12	不 動 産 業	8	ソ フ ト ウ ェ ア 業	7
不 動 産 業	9	キャバレー・飲食店	10	飲 食 料 品 小 売	6	性 風 俗 業	6	建 設 業	7
キャバレー・飲食店	7	不 動 産 業	7	性 風 俗 業	6	食 料 品 製 造	5	貸 金 業	7
特 殊 浴 場	6	食 料 ・ 飲 料 卸	6	キャバレー・飲食店	5	運 送 業	5	キャバレー・飲食店	6
パ チ ン コ	5			不 動 産 業	5	キャバレー・飲食店	5	不 動 産 業	5
医 療 業	5			医 療 業	5			パ チ ン コ	5
16		17		18		19		20	
飲 食 料 品 小 売 業	11	キャバレー・飲食店	11	人 材 派 遣 業	13	商 品 ・ 株 式 取 引	21	鉱 物 ・ 金 属 材 料 卸	14
機 械 器 具 小 売 業	8	不 動 産 業	9	キャバレー・飲食店	12	鉱 物 ・ 金 属 材 料 卸	15	不 動 産 業	14
パ チ ン コ	8	機 械 器 具 小 売 業	8	建 設 業	12	人 材 派 遣 業	14	人 材 派 遣 業	11
キャバレー・飲食店	7	パ チ ン コ	8	商 品 ・ 株 式 取 引	9	不 動 産 業	10	商 品 ・ 株 式 取 引	11
医 療 業	7	建 設 業	7	鉱 物 ・ 金 属 材 料 卸	8	機 械 器 具 製 造	7	パ チ ン コ	8
建 設 業	5	人 材 派 遣 業	6	パ チ ン コ	6	運 送 業	7	建 設 業	6
		鉱 物 ・ 金 属 材 料 卸	6			建 設 業	5	電 気 機 械 器 具 製 造	6
		カルチャー産業	5			キャバレー・飲食店	5	コ ン サ ル タ ン ト	5

(注) 平成11～14年度は、事件数、平成15～20年度は、納税義務者数を示す。

4 査察事件の判決状況

国税査察官は、査察調査によって嫌疑事実を解明し、その結果大口・悪質な脱税で刑事罰に値するものについて、検察官に告発し刑事訴追を求める。その後、検察官において、改めて刑事訴訟法の手続により捜査を行い、起訴の可否を決定するのである。なお、告発事件のほぼ100%が起訴されている。

平成 11 年 1 月から平成 21 年 3 月末までの 10 年間に出生された一審判決 1,641 件は、すべて有罪判決である。

また、司法制度改革に伴った公判前整理手続の導入により、脱税事件の審理期間も短くなっている傾向にある。

査察事件 1 件当たり判決状況調

区分 年	判決件数 ①	有罪件数 ②	有罪率 ②/①	1件当たり		1人当たりの行為罰		1人又は1 社当たり責 任罰罰金額
				犯則所得 金 額	犯則税額	懲役月数	罰金額	
11	164	164	100.0	442	174	15.8	46	32
12	145	145	100.0	285	109	14.4	19	30
13	155	155	100.0	357	141	15.6	32	31
14	170	170	100.0	267	107	15.0	33	22
15	133	133	100.0	316	119	15.9	31	23
16	171	171	100.0	321	111	15.2	31	25
17	156	156	100.0	289	100	15.9	30	21
18.1~18.3	44	44	100.0	333	115	13.7	21	24
18	160	160	100.0	314	107	16.4	30	25
19	189	189	100.0	403	127	16.1	35	28
20	154	154	100.0	264	79	16.1	25	19

- (注) 1 平成17年までは暦年、平成18年度以降は会計年度による。
 2 本表は、当該暦年中又は会計年度中に地裁において判決のあったものを掲げた。
 3 1件当たり、1人(社)当たりの計数は、平成14年以前は、税法違反の併合事件及び他の犯罪との併合事件を、平成15年以降は、他の犯罪との併合事件を除いて算出した。

脱税に対する刑罰には、犯則行為者に対する行為罰（懲役、罰金又はその併科）と、いわゆる両罰規定による法人（法人税事案）又は事業主（所得税事案で事業主以外の者が犯則行為者の場合）等に対する責任罰（罰金）があるが、最近 10 年間の有罪判決の平均をみると、行為罰では 1 人当たり、懲役刑が 15.6 か月、罰金刑が 31 百万円であり、また、責任罰では 1 社（人）当たり 25 百万円の罰金刑となっている。懲役刑には大部分が執行猶予が付されているが、この 10 年間に脱税犯のみの事件について、105 人に実刑判決が言い渡されている。実刑判決は、戦後の経済混乱がまだ治まり切っていない昭和 24、25 年当時を別とすれば、昭和 55 年までほとんど言い渡されていなかったが、こうした最近の実刑判決の出現は、税に対する国民の強い関心を反映するものであり、脱税が反社会的な犯罪であるという認識が、裁判所の判断にも表れてきていることを示すものといえよう。

実刑判決の件数・人数

(単位：件、人)

区分	年 24 ～ 25	26 ～ 54	小計	55 ～ 63	元 ～ 10	最近10年間										合計	
						11	12	13	14	15	16	17	18.1 ～ 18.3	18	19		20
実刑判決 件数	6	2	8	93	174	12	10	5	4	6	11	7	5	14	22	9	380
実刑判決 人数	6	2	8	77	162	12	6	5	4	6	11	7	5	12	16	8	339

(注) 平成17年までは暦年、平成18年度以降は会計年度による。

第2節 間接税

1 概要

国税犯則取締法上の間接国税とは、同法施行規則第1条に個別に掲げられた国税である。具体的には、課税貨物に課される消費税（賦課課税方式が適用される輸入取引に係るものに限る。）、酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税（地方道路税）、石油ガス税及び石油石炭税（石油税）の8税目である。

犯則事件の調査は、間接税と直接税では、かなりその性格を異にする。犯則事実の有無と犯則（行為）者を確定させるために行う点は共通であるが、直接税に関する犯則事件にあつては、収税官吏が調査によって犯則があると思料するときは、すべて告発の手续をとることとなっているのに対し、間接税に関する犯則事件にあつては、国税局長又は税務署長が犯則の心証を得た場合は、情状懲役の刑に処すべきものと認められるなど直ちに告発すべきものを除き、通告処分を行うこととされている。

この通告処分とは、国税局長又は税務署長が、罰金又は科料に相当する金額、没収品に該当する物品、徴収金に相当する金額、書類の送達に要した費用及び差押物件の運搬と保管に要した費用を納付すべきことなどを犯則者に通告する処分をいい、これを履行するかどうかは犯則者の任意である。犯則者が通告の旨を履行したときは告発されることはなく、また、同一事件について、公訴を提起されることもない。なお、犯則者がこの通告を履行しないときは、国税局長又は税務署長は、検察官に告発しなければならない。

また、間接税には、許可状によらない強制処分が認められている。これは、現に犯則が行われているときか、又は、犯則が行われた直後に発見された事件で、証ひょうを集取る必要があり、しかも速やかに処理する必要があるあつて、裁判官の許可を受けることができない場合には、収税官吏は、犯則の現場において、臨検、搜索、差押えをすることができるというものである。

2 犯則取締りの状況

(1) 犯則事件の処理状況（酒税関係を除く。）

間接税の犯則取締事務については、国税局の調査部門（間接諸税担当）及び税務署の法人課税部門（間接諸税担当）が担当している。

犯則取締事務の運営に当たっては、基本的には、真に社会的非難に値する大口・悪質な脱税の摘発に重点を置くとともに、他部門との連携を強化し、課税の公平と申告水準の向上に寄与することを目的として、効果的かつ効率的な事務運営の推進に努めることとしている。

(2) 酒税関係（無免許製造）犯則事件の処理状況

イ 明治32年に、自家用酒類の製造は全面的に禁止され、明治・大正時代において嚴重な取締りが継続されたにもかかわらず、かなり広範囲にわたって行われたが、昭和に入ってから、取締りの徹底と密造に対する認識の向上とともに斬次改善された。

ロ しかし、第2次世界大戦後の食料事情の窮迫による酒類の供給不足、酒類価格の高騰、社会の混乱に伴う国民道義の低下などにより、販売を目的とした大規模な集団密造地域が出現し、大掛りな密造が激増する等、まれにみる酒類密造時代となった。

このような情勢から、各国税局間税部に監視課が設置され、密造酒の取締りの強化を図るとともに密造防止の広報活動を秋の密造最盛期に「酒類密造防止宣伝週間」を設けて行う等、密造撲滅のための啓もう宣伝を全国的に実施した。

ハ 昭和30年代後半に入ると、経済の高度成長に伴う国民生活の向上に加え、数次にわたって酒税が減税されたこと、食糧事情の好転により酒類の生産量が著しく増加したこと、更に、消費者が自家用として梅酒、いちご酒などを造ることが認められたこともあって酒類の密造は逐年減少の傾向に向かい、酒類の密造はおおむね壊滅したと認められる状態に至っている。